

各 位

財団法人日本税務研究センター
理事長 石井幸夫
(公印省略)

東日本大震災被災者の賛助会費の免除についてご案内

平素は、当センターのため格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、当センターでは、先の東日本大震災で被災された賛助会員の方々に
対し、下記のとおり賛助会費を免除させていただくことといたしました。

したがって、下記に該当される賛助会員の方々におかれましては、更新
期の会費納入をされないで、従来どおり賛助会員の特典をご利用になれますの
で、ここにご案内申し上げます。

皆様の安全と、一日も早い復興をお祈り申し上げます次第です。

記

1. 免除対象者

(1) 次に掲げる地域の賛助会員

- ・岩手県
- ・宮城県
- ・福島県

(2) 所属税理士会の調査により被害にあったとされた税理士である賛助会 員及び被災の事実を文書で申し出た賛助会員

2. 免除期間

東日本大震災発生の日以後1年以内に到来する更新日から起算して1年を経
過する日までの期間となります。

3. 免除方法

- ①上記(1)に該当する会員の方で、口座振替により会費を納入されている
場合は、事前に当センターで口座振替を停止いたします。なお、平成23
年3月～6月の口座振替により会費納入済の方についての取り扱いは、翌
年の該当月を免除とさせていただきますのでご了解ください。
- ②上記(1)に該当する会員の方で、郵便振替により会費を納入されている
場合は、すでに郵便振替用紙の送付を停止しており、今後も停止させてい
たいただきます。

以上